

子育て短期支援事業の制度拡充について

1 背景・目的

(1) 事業の状況

- ・本事業は、保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を、市が委託する施設等で一時的な預かりを行うことを目的としている。
- ・本市においては、保育所等の福祉施設を委託先として事業を実施しているところであるが、児童養護施設のような宿泊・滞在を前提とした施設ではないため、相談者からの宿泊を含む利用ニーズに対する施設側との調整に苦慮している実情がある。

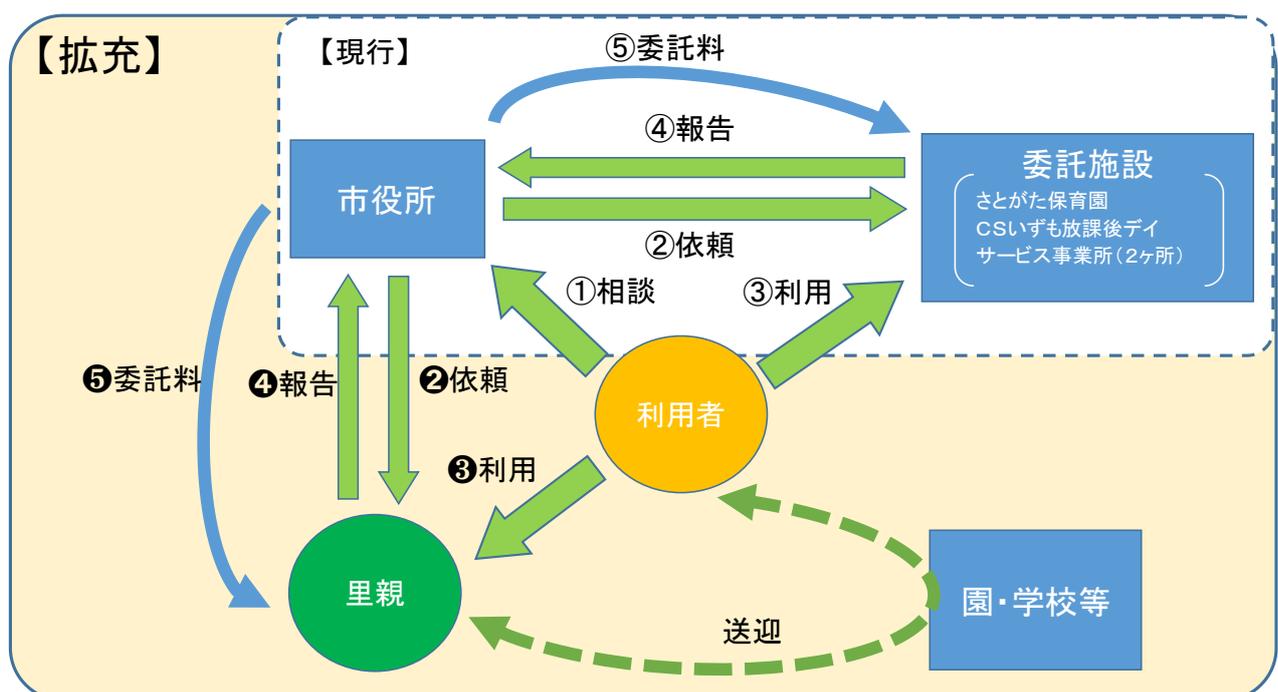
(2) 法改正に伴う制度拡充

- ・第10次地方分権一括法の成立に伴い児童福祉法が改正され、本事業において、市町村が児童を里親に直接委託して実施することが可能となった。（施行 令和3年4月1日）
- ・この度の法改正を契機に、本市として委託先に里親を加えることとし、相談者からの多様なニーズに対し、よりきめ細かく、柔軟に対応することとした。
- ・加えて、社会的養育における里親委託の推進が謳われる中、本事業に里親の参画を得ることで、里親制度の普及促進や新規里親の開拓等にも資することが期待できる。

2 制度拡充の概要（案）

令和3年4月1日から図のように拡充する。

【里親委託を導入した場合の制度の概要図】



3 制度の内容

(1)利用対象 (現行どおり)

保護者の疾病、育児疲れ、仕事による不在等の理由により児童の養育が一時的に困難となった家庭の中学生以下の児童で、市が本事業の利用が適当と認めるもの。

(2)制度の種類 (現行どおり)

区 分	内 容	利用できる期間等
ショートステイ事業 (短期入所生活援助)	市の委託施設等で宿泊を含む児童の預かりを実施	6泊7日以内
トワイライト事業 (夜間養護等)	市の委託施設等で平日の夜間及び休日(土・日・祝日)での児童の預かりを実施	平日夜間：17時～22時 休 日：8時～22時 ※利用期間は6か月を限度とする。

(3)付加サービス (※新規)

委託里親による所属園・学校等への送迎(付き添い)

※送迎に係る保障として、移動サービス専用自動車保険に加入予定

4 事業費(利用料)の見直し(案)

里親委託の導入に併せ、現行の利用料を国が定める補助基準額に準じて次のとおり改正する。

【現行の利用料】

時間帯 区分	事業費 (利用料)	負担区分(円)							
		区分1		区分2		区分3		区分4	
		利用者	市	利用者	市	利用者	市	利用者	市
8時～17時	4,000	0	4,000	400	3,600	1,000	3,000	2,000	2,000
17時～22時	5,000	0	5,000	500	4,500	1,200	3,800	2,500	2,500
22時～翌8時	12,000	0	12,000	1,200	10,800	3,000	9,000	6,000	6,000
24H 計	21,000	0	21,000	2,100	18,900	5,200	15,800	10,500	10,500



【改正後の利用料】

日額

年齢 区分	送迎	事業費 (利用料)	負担区分(円)							
			区分1		区分2		区分3		区分4	
			利用者	市	利用者	市	利用者	市	利用者	市
2歳未満児	有	10,500	0	10,500	1,000	9,500	2,600	7,900	5,250	5,250
	無	8,600	0	8,600	800	7,800	2,100	6,500	4,300	4,300
2歳以上児	有	6,600	0	6,600	600	6,000	1,600	5,000	3,300	3,300
	無	4,700	0	4,700	400	4,300	1,100	3,600	2,350	2,350

※1泊2日の場合 事業費(日額)×2日の計算となる。

負担区分…区分1：生保世帯、ひとり親の非課税世帯 (利用者負担なし)
 区分2：非課税世帯、ひとり親の市民税均等割のみ世帯 (利用者負担10%)
 区分3：市民税均等割のみ世帯、ひとり親の世帯 (利用者負担25%)
 区分4：上記を除く世帯 (利用者負担50%)